

# 平成 21 年度労働時間適正化キャンペーン実施要領

## 1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合が高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられ、脳・心臓疾患に係る労災認定件数が高止まりとなるなど過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要である。

さらに、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保する等の観点から改正された労働基準法が平成 22 年 4 月 1 日から施行されることから、労使が共にその趣旨・内容を十分に理解し、必要な体制の整備を行っていくことが重要である。

このため、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号）及び「賃金不払残業総合対策要綱」（平成 15 年 5 月 23 日付け基発第 0523003 号）等に基づき、所要の対策を推進しているところであるが、平成 21 年度においても、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため「労働時間適正化キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

を中心に、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進するとともに、改正労働基準法の積極的な周知を図ることとする。

## 2 実施期間

平成 21 年 11 月 1 日（日）から 11 月 30 日（月）まで

## 3 標語

「労使の協力で進めよう 労働時間の適正化」

～平成 22 年 4 月 1 日から改正労働基準法が施行されます～

## 4 実施事項

(1) 本省で実施する事項

ア 使用者団体等への協力要請

使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合等への長時間労働の抑制等の労働時間の適正化や改正労働基準法の趣旨・内容に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

イ 全国一斉「労働時間相談ダイヤル」（無料）の実施

フリーダイヤルによる全国一斉の「労働時間相談ダイヤル」を設置するとともに、相談件数等を公表する。

ウ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、記者発表並びに厚生労働省関係広報誌及び厚生労働省ホームページへの掲載等により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

エ ポスター・リーフレットの作成

キャンペーンの趣旨等を周知するためのポスター及びリーフレットを作成する。

(2) 都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア 使用者団体等への協力要請

都道府県労働局は、主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において労働時間の適正化に向けた取組等が実施されるように、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化や改正労働基準法の趣旨・内容に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

イ 全国一斉「労働時間相談ダイヤル」（無料）の実施

都道府県労働局において、フリーダイヤルによる全国一斉の「労働時間相談ダイヤル」を平成21年11月21日（土）（「勤労感謝の日」の前々日）に実施し、相談に対する指導・助言を行うとともに、所轄の労働基準監督署へ情報提供を行う。

労働基準監督署においては、都道府県労働局から提供された情報を基に、問題があると認められる事案について、監督指導等により的確に対応する。

ウ 周知・啓発の実施

都道府県労働局及び労働基準監督署は、キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページ、地方公共団体の広報紙の活用等により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

また、集団指導の場等を活用し、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化や、

改正労働基準法の趣旨・内容等に関する周知・啓発を行う。

エ ポスターの掲示・リーフレットの配布

都道府県労働局及び労働基準監督署は、施設内にポスターを掲示するほか、使用者団体、労働組合、関係機関等に対して掲示の協力を求める。

また、リーフレットを集団指導の場等において配布するなどにより、有効に活用する。

オ 重点監督等の実施

労働基準監督署においては、時間外労働協定の適正化に係る窓口指導を徹底するととともに、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るための監督指導を実施する。

- ※1 過重労働による健康障害防止のための総合対策
- ※2 賃金不払残業総合対策要綱
- ※3 賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針
- ※4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準
- ※5 改正労働基準法のポイント

(参考パンフレット)

- 1 賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-3a.pdf>

- 2 長時間労働者への医師による面接指導制度について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/08.pdf>